

日野市社会教育施設（一部）個別施設計画（素案）

パブリックコメント実施要領

1 意見募集について

日野市においては、公共施設配置の最適化を図り、効果的かつ効率的な整備と管理運営についての方針を示す「日野市公共施設管理計画」を平成 29（2017）年 3 月に策定、令和 5（2023）年に改定を行いました。

一方で、図書館・公民館等の社会教育施設は、超高齢化社会において、生涯学習全般にわたって学びの必要性が求められており、市民個人と地域コミュニティをつなぐ学びの場としての重要性が一層増していくと予想され、社会ニーズに応じた施設整備が望まれます。

日野市公共施設等総合管理計画において定められた公共施設の総量縮減を踏まえ、図書館・公民館について「学びの場」として社会教育施設の機能を充たし、安全な施設利用を持続的に提供していく必要があります。このため、施設のあり方検討を行い、今後の改修・更新等費用の縮減および平準化を実現する施設整備の具体的方針・計画を示した個別施設計画を策定することとしました。

令和 5 年度に策定作業をすすめ、このたび「日野市社会教育施設（一部）個別施設計画（素案）」がまとまりました。日野市パブリックコメント手続実施要綱（令和元年 11 月 5 日制定）に基づき、この計画（案）に関し、広く市民の皆さまの意見を募集します。

2 意見募集期間

令和 6 年（2024 年）2 月 9 日（金曜日） から 令和 6 年（2024 年）3 月 11 日（月曜日）まで（必着）

3 資料配布・閲覧

(1) インターネットによる閲覧・ダウンロード

・日野市ホームページ <https://www.city.hino.lg.jp/>

ページ ID : 1025556

・日野市立図書館ホームページ <https://www.lib.city.hino.lg.jp/>

(2) 窓口での閲覧

下記の窓口で閲覧することができます。※配布は行っておりません。

閲覧場所	閲覧できる期間 2月9日（金曜日）から
中央図書館	火曜日から金曜日 午前10時から午後7時まで
高幡図書館	土曜日、日曜日、祝日 午前10時から午後5時まで

閲覧場所	閲覧できる期間 2月9日（金曜日）から
日野図書館 多摩平図書館 平山図書館 百草図書館	※月曜日は休館（祝日が月曜日と重なった場合は開館）
中央公民館 中央公民館高幡台分室	火曜日から日曜日 午前9時から午後9時30分まで ※月曜日、祝日は休館
市政図書室 七生支所 豊田駅連絡所	月曜日から土曜日 午前8時30分から午後5時15分まで ※日曜日、祝日は休み

4 意見の提出時の記載事項

- (1) ご意見のほか、氏名（団体名）・住所を記入してください。
- (2) 日野市に在勤・在学の方は、その名称及び所在地も記入してください。
- (3) 上記（1）（2）のいずれにもいずれにも該当しない方は、本パブリックコメント
手続の対象となる施策等に直接的に利害関係を有する理由を記入してください。

※ 上記の事項は、日野市パブリックコメント手続実施要綱（令和元年11月5日制定）に基づき、意見書に記載を要する事項となります。上記の記載事項がない意見書は、参考意見とさせていただきます。

5 意見の提出方法

この計画（案）に対するご意見は、3月11日（月曜日）までに持参、郵送、ファクスまたはEメールでお願いします。

(1) 持参

直接提出先に開館時間内に持参してください。開館時間は上記の閲覧できる期間・時間と同じです。

提出先：中央図書館、中央公民館

(2) 郵送

封書で送付してください。なお、封書に朱書きで「日野市社会教育施設（一部）個別施設計画（素案）への意見」と記載してください。なお、3月11日（月曜日）必着となります。

(3) ファクス

意見を記載し、送信してください。文頭に「日野市社会教育施設（一部）個別施設計画（素案）への意見」と記載してください。

(4) Eメール

テキスト形式で意見を入力し、送信してください。なお、電子メールの件名は「日野市社会教育施設（一部）個別施設計画（素案）への意見」としてください。

氏名（団体の場合は団体名と代表者名）、住所、電話番号は必ず本文中に記載してください。

5 提出先

持参：中央図書館、中央公民館

郵送：〒191-0053 豊田 2-49-2 日野市立中央図書館
〒191-0011 日野本町 7-5-23

ファクス：中央図書館 042-586-0579
中央公民館 042-581-2110

Eメール：中央図書館 library@city.hino.lg.jp
中央公民館 pubhall@city.hino.lg.jp

6 注意事項

- (1) 意見は、日本語で記載してください。
- (2) 提出いただいた意見は、氏名（団体名）・住所を除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめご承知おきください。
- (3) 意見の募集期間内に到達しなかったもの及び下記のいずれかに該当するものは、無効とします。
 - ①個人や特定の団体を誹謗中傷するもの
 - ②個人や特定の団体の財産又はプライバシーを侵害するもの
 - ③個人や特定の団体の著作権を侵害するもの
 - ④公序良俗に反するもの
 - ⑤営業活動等営利を目的としたもの
- (4) 提出いただいたご意見に対する市の回答は、日野市ホームページで行います。個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。